

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界外国人材送出し国の教訓に関する情報収集・確認調査(QCBS) (国内業務主体)

調達管理番号：22a00846

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.(2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界外国人材送出し国の教訓に関する情報収集・確認調査
(QCBS) (国内業務主体)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
- () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

本契約については、国内業務主体の契約となり、通常のコネクター等契約は異なる経費体系となるため、「契約約款第14条(契約金額の精算)第6項」は適用しないこととし、契約金額を超えての精算金額の確定は行いませんのでご留意ください。契約書上でその旨を記載します。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年6月～2024年6月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
東・中央アジア部 東アジア課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 29日 12時
3	質問への回答 3月22日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 3月 27日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 4月 3日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 4月 7日 12時
7	プレゼンテーション	2023年4月12日10時～12時半
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月25日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認
以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022年4月)」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)
- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口 CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額×0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界外国人材送出し国の教訓に関する情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

1. 外国人材の受入れに関する現状・課題

国際移民の規模（ストック）は、世界の人口増に合わせて、毎年平均 2.4%で増加し続け、2000 年の 1 億 7,300 万人から 2020 年には 2 億 8,100 万人に達した²。国際移民の 2/3 は上位 20 カ国で暮らしており、上から米国（5,100 万人、19%）、ドイツ、サウジアラビア（各 1,300 万人前後）、ロシア（1,200 万人）、英国（1,000 万人）と続く³。一方、年間の外国人移住者の数（フロー）で見ると、日本は、ドイツ、アメリカ、イギリスに次ぐ 4 位（2015～2019 年）の「移民大国」だとメディアでも称されている⁴が、実際に OECD によると、永久移民の年間受入れ数は直近 10 年間の平均が 8.6 万人で世界 13 位だが、一時的労働移民は直近 10 年間の平均が 128.8 万人で世界 3 位である⁵。

このように日本では多くの外国人を受け入れており、1990 年に 108 万人だったのが、2022 年には 267 万人にまで増加している⁶。このうち外国人労働者数についても 2011 年 65 万人から 2020 年 172 万人へと 10 年で 2.7 倍に急増し、JICA「2030/40 年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」によると、2030 年に 356 万人、2040 年に 632 万人にまで増加するとされている。

2. 調査で中国を扱う位置づけ

本調査では、以下の観点から中国の労働移動に着目している。

（1）日本への人材送出し：中国が最も経験豊富な送出し国である

² Global Migration Data Portal "[International migrant stocks data](#)"

³ United Nations, Department of Economic and Social Affairs "[International Migration Stock 2019](#)" ここでは、2019 年の国際移民数は 2 億 7200 万人と推定されている。

⁴ 日本経済新聞「[日本、実は世界 4 位の「移民大国」 採用難で門戸開放](#)」、OECD "[International Migration Database](#)"

⁵ OECD "[Migration Outlook 2022](#)"の Table1.1, Table1.A.2 に基づいて算出。

⁶ 法務省「在留外国人統計」から引用。なお、この統計には、日本国籍を持つ帰化者や国際児は含まれていない。

中国は送出し国の中で最も所得水準が高く、人口規模も飛びぬけて大きい。2021 年末時点で、在留外国人 276 万人のなかで、中国人が最多の 72 万人である。留学生についてもこの 20 年間、一貫して首位を保ってきた。同様に国籍別労働者数でも 2020 年 10 月まで、技能実習でも 2015 年までは、中国が首位を保っていた。中国から日本への労働者の送出しは 1980 年代に研修生（技能実習制度の前身）としての送出しに始まり、その後留学や大卒ハイスキル層の就労へとシフトしてきた。このことから中国から日本への労働移動には長年の積み重ねがあるといえる。

その結果、他国の場合と異なり、訪日した人材の就労後の進路や、訪日経験による人的資本の蓄積が当該人材の開発にどのように寄与したかなど、国際移動が生じてから時の経過がなければ検証できない事項を確認することができ、今後のアジアから日本への労働移動を見据え、JICA 事業の形成に参考になる情報を得ることが期待できる。また同様に、日本における外国人材の受入れ・共生に関して、在留中国人の教訓や好例が最も豊富であると推察される。

（２）中国による人材受入れ：中国が外国人労働者獲得において競合しうる

JICA「2030/40 年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」によれば、中国から来日する労働者は、2019 年の年 8.2 万人から 2040 年には年 2.5 万人にまで減少すると予測される。また、将来は少子高齢化に伴い中国は受入れ国へと転じ、外国人労働者獲得において競合する可能性も指摘されている。したがって、日本では、中国のみならず他国からの受入れの量的拡大に加え、他国との人材獲得競争の中での質的改善が求められる。

（３）日本政府・JICA の協力量針における位置付け

本事業は、送出し国と日本の関係機関との連携強化の観点から「外国人材受入れ・多文化共生社会構築に資する JICA の取組方針」、日本政府「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に合致する。また、SDGs 目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」のほか、ディーセントワーク・強制労働に関連して目標 8「働きがいも経済成長も」、法の支配に関連して目標 16「平和と公正をすべての人に」にも資する。

3. 中国の労働移動に関する現状

（１）中国からの人材送出し⁷

1) ストック

中国から国外への移民規模は 1,046 万人（2020 年）であり、インド、メキシコに次ぐ世界 3 位の送出し国である。移動先はアメリカ（290 万人）、日本（78 万人）、カナダ（69 万人）、オーストラリア（64 万人）、韓国（62 万人）と続く。

日本における在留中国人は、2012 年の 65 万人から増え続け、コロナ禍で若干減少したものの 2021 年末は 72 万人となっている。

2) フロー

⁷ 本節の統計情報は [アジア研究所「国際移動：アフターコロナをみすえて 第 4 回 中国——ゼロコロナ政策と労働者の国際移動」](#)と、その引用元である中国対外承包工程商会「[2021 年対外労働合作行業發展述評](#)」を参照している。

中国から国外への労働者派遣は2013～2019年に年50万人前後で推移し、2021年は年32万人となっている。その内訳は、①労務協力（日本の技能実習制度のようなホスト国の誘致プログラムに呼応して中国から労働者を送出すスキーム）19万人と、②対外請負（国外でインフラ建設・工事等の大規模プロジェクトを請け負う際、中国国内の労働者も派遣し従事させるスキーム）13万人に分けられる。①の派遣先は香港・マカオ、台湾、日本などアジアが主であり（73.2%）、②の派遣先はインドネシア、パキスタン、バングラデシュ、サウジアラビア、イラク、アルジェリア、ラオス等、大規模プロジェクトのある国が主である。中国と先進国の経済格差は縮小しているものの、①の労務協力は2014年以降派遣者数を伸ばしている。一方、②の派遣者は2013年までは全体の過半数を占めていたが、近年はプロジェクト所在地での現地調達にシフトしつつあり、2021年末時点で中国人労働者の2.9倍となる74.2万人の現地労働者が雇用されている。

日本への労働者派遣について、技能実習、留学、技術・人文知識・国際（以下、「技人国」という。）の在留資格による滞在者が、2012年末にはそれぞれ11.1万人、11.4万人、5.4万人だったのが、2021年末には3.7万人、9.7万人、8.1万人となっていることから、技能実習については激減した反面、技人国については増加してきたことが推察される。

（2）中国への人材受入れ

国外から中国への移民規模は、最多の2020年でも104万人であり、送出しの1/10に過ぎない。その内訳は、韓国（20万人）、ブラジル、フィリピン（8万人）、インドネシア（4万人）、ベトナム（3万人）と続く。

このように比較的少ない背景としては、中国では国内労働者の就労機会確保と生活水準向上が一貫して重要な課題であったため、国外から中国への大規模な労働力誘致はみられていないことが挙げられる。ただし特例的に、東南アジア諸国と国境を接する西南地域では、農村の人手不足を受け、2017年以降ベトナム、ラオス、ミャンマー等から労働受入れを進めてきた。また、フィリピンやインドネシアからの家政婦受入れについても多くの文献で取り上げられている。

第3条 調査の目的と範囲

1. 調査の目的

上記の背景を踏まえ、中国・日本コリドーにおける労働移動の教訓や好例のほか、将来中国が日本と競合するリスクについて調査することで、「外国人に選ばれる日本」に向けた施策の検討を行う。具体的には以下を実施する。

- ①中国の労働移動に係る現況と課題を整理する。
- ②中国・日本コリドーの労働移動に関し、日本企業が採用・育成で成功した事例、還流人材として帰国し活躍した事例、日本で継続就労した事例、労働移動を重ねる事例等について収集する。その結果を踏まえ、JICAが他国で実施する外国人材の適正な受入れ支援・還流人材促進事業や、国内の多文化共生社会構築支援事業での活用を念頭に、「外国人に選ばれる日本」に向けた教訓や好例を導き出し、整理する。
- ③上記を踏まえ、中国を含む諸外国から日本への人材受入れの改善策（ODAを活用した外国人材の受入れ・共生に係る施策案やODAを用いない施策案）を提案する。

2. 調査の範囲

(1) 実施方針

上記の目的を実現するために、中国から送られる労働者の人口動態等の基礎情報のほか、長年蓄積された中国から日本への送出し事例が、主な調査対象となる。在日中国人労働者や雇用企業への聞き取りで、中国人労働者のプロフィール・訪日就労の経緯に関して整理するほか、中国帰国労働者や雇用先企業への聞き取りで、訪日経験が当該人材の開発にどのように寄与したかについて検証することが想定される。

一方、第2条に記載したとおり、中国への人材受入れについても関連情報を収集することが想定されている。また中国の経済発展に伴い、海外への労働移動から国内での労働移動へとシフトしていることが想定されるため、現況把握時には、国内労働移動についても、可能な限り情報を収集する。

(2) 対象地域

- ①日本：全域（中国人労働者の多い中部・関東地方や、中国への依存度の高い関西地方を想定しているが、詳細は第5条2.(3)を参照）
- ②中国：全域（送出し関係機関の所在地を想定。※例：中国对外承包工程協会・中日研修生協力機構の副会長である威海国際経済技術合作股份有限公司は山東省）
- ③周辺国：フィリピン、インドネシア、ラオス、ベトナム等およそ主要な10カ国

(3) 対象機関

- ①日本：中国からの人材受入れに関わる企業、自治体、関係機関（CLAIR等）
（日中を冠にした名称の監理団体、姉妹友好都市のある自治体等）
- ②中国：労働移動に関わる企業、政府機関、大学・職業訓練等の教育機関、関係機関
（中国对外承包工程協会、中日研修生協力機構、国家外国専門家局等）
- ③周辺国：人材送出し関係者
（中国と労務協力関係を締結している周辺国の地方政府、送出機関等）

第4条 調査実施の留意事項

1. 実施方法

第3条を踏まえ、下記3段階での調査を想定している⁸。

(1) 第一段階：目的①・②に関し、机上調査を実施する。その結果をインセプションレポート（IC/R）にまとめる。

(2) 第二段階：IC/Rに関しJICAの承認を得た後、聞き取り調査事項（質問票の案）、目的③の施策案をIC/Rに追記して、インテリムレポート（IT/R）にまとめる。

(3) 第三段階：IT/RについてJICAの承認を得た後、聞き取り調査を行う。その調査結果をIT/Rに追記して、目的③の施策案を更新する形で、ドラフトファイナルレポート（DF/R）にまとめる。

⁸ ただし、より効果的・効率的な調査方法が考えられる場合には、プロポーザルに記載して提案するものとする。

2. 留意事項

(1) ローカルリソースの活用と現地渡航

中国における新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、現地調査の効率的、合理的な実施を目的として、積極的なローカルリソース活用の検討を歓迎する。現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能であるため、留意すること。（特殊傭人費（一般業務費）の活用は想定しておらず、業務量の目途（現地：3.00人月）の一部での活用を想定している。）

- ①ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。
- ②ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としない（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

現地渡航は、中国と周辺国2ヶ国を想定しており、JICAからの同行も想定され、その場合、対処方針説明や報告会についても協働することになる。

(2) 中国から日本への人材受入れの改善策における施策検討（ポスト対中 ODA）

中国に対する ODA は 2021 年度末で終了している⁹ため、ODA を活用せずとも、既存案件の施設・設備、協力関係者とのネットワークといったアセットを活用しながら、日中の関係者と連携する形での施策案を検討する。（例えば、中国から人材を受け入れたい日本の企業・自治体と、人材を派遣したい中国側関係者を繋ぐ方法等。ネットワーキング構築の場合、特に、両国政府間で重視されている環境・省エネを含むグリーン経済や、医療・介護・ヘルスケア等のセクターに注力して検討する。）

なお、本調査の検討対象は「中国を含む諸外国から日本への人材受入れの改善策」であり、中国以外については通常の ODA を活用した立案でも構わない。

(3) 在留資格と業種の区分等

日本での就労が認められる在留資格は下表のとおり多岐にわたる。ただし、中国側は在留資格の違いまで十分に認識せずに労働移動している場合もある。また、「留学」等の資格でもアルバイト等は一定時間認められている。

在留資格	定められた範囲で就労が認められる	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務（技人国）、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能（1号・2号）、技能実習（1～3号）、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）
	原則として就労が認められない	文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在
	就労に制限なし	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

⁹ JICA「[中国における ODA 事業の終了について](#)」

本調査では、こういった在留資格の違いにも留意して情報収集・分析すること。例えば、日本と送出国の経済格差が縮小するほど来日する労働者は減るという仮説に関し、技能実習等の単純労働者にはあてはめることが可能かもしれないが、中国から直近10年に技人国で来日した人数は増えている。また、学术界でも潜在能力-意欲モデル（経済成長に伴って国際労働移動への意欲やそれを可能にする能力が高まることで、国際移動はむしろ活発になる）について論証されている¹⁰。（技人国や高度専門職といったハイスキル層について、8割方アジア出身であり中国からの実例も豊富にあるが、技能実習や留学生に比べると、先行研究自体が少ない。）

また、業種の違いにも留意すること。例えば中国のホワイトカラーは就職難で、大卒者が高収入を期待してアフリカで就職するといった報道もある一方、ブルーカラーは高齢化が進み、主要製造業でも労働者が不足しているという報道もある。さらに分野によっては、複数の在留資格に跨って外国人材が就労している。（介護分野は、技能実習、特定技能のほか、留学から在留資格「介護」取得を目指す事例がある。自動車整備についても、同様に複数の就労ルートがある¹¹。）

なお、日中の関係者間で労働者に期待する内容が異なる場合にも留意すること。（例えば還流人材に関し、日本で受入れたい人材と、中国に進出した際に中国で雇用したい人材について求める能力等が全く異なるという日本企業もある。）

（４）情報の取り扱い

聞き取り調査等で取り扱う情報の秘匿性に鑑み、関係機関に連絡する際は、情報の取り扱いに細心の注意を払うこと。

また、最終報告書については、非公開とする。

第5条 調査の内容

第4条1. のとおり、下記3段階での調査を想定している¹²。

1. 第一段階：机上調査、インセプションレポート（IC/R）※調査開始時～2ヶ月後

（1）IC/Rを作成する

中国の労働移動に係る以下の情報について、まずは配布資料／公開資料、その他論文、書籍、インターネット等の公開情報や、有識者や関係団体への問合せで容易に参照できる情報、既に受注者で入手している情報に基づいて、IC/Rにまとめる¹³。

（なお、文中の「推移」とは、直近20年の数値の動向を指す。）

1）基礎情報

①労働関連情報（労働力人口・就業者数、失業率、平均賃金等）

¹⁰ 例えば、「日本労働研究雑誌」2022年7月号『日本の外国人労働者受け入れをどう捉えるのか？—アジアの国際労働市場の実態から』

¹¹ JICA（調査コンサルタント：アイシーネット株式会社）「中部4県における外国人材の現状・課題等に関する調査」最終報告書p.88

¹² ただし、より効果的・効率的な調査方法が考えられる場合には、プロポーザルに記載して提案するものとする。その際、最終報告書提出までのタイムラインについても明示すること。

¹³ 他にも机上調査で収集すべき項目がある場合には、プロポーザルに記載して提案するものとする。

2) 中国からの送出し

①ストック（中国から国外への移民規模）、フロー（労務協力プロジェクト、対外請負プロジェクトによる送出し人数）の推移

※送出し先の内訳についても整理する

②在日中国人や日本で働く中国人労働者の推移（ストック、フロー）

※在留資格別の内訳についても整理する（就労系在留資格は、受入れ先の業界、労働者の出身（都市・農村）や年齢についても分析に含めること）

③上記の増減要因や相関性・因果性に関する分析

※日本・中国コリドーでは、技能実習から留学生、特定技能、技人国、高度専門職へと、労働移転する人材が高度化していることが推察される。この背景、今後の展望についての分析も含む。

④海外労働派遣に係る中国側の各種制度の内容（労働派遣に関する戦略・政策・法令ほか、送出機関の許可、手数料の上限規制、受入国側関係団体との契約を含む）、所管（中日研修生協力機構及び国家外国専門家局、並びにそれぞれに紐づく認定送出機関の特徴や、中国対外承包工程商会も含めた各々の役割分担を含む）、体制（送出機関、出発前から帰国後に関わる官民のアクター）

⑤日中間の労働移動にかかる中国側の各種制度の課題（二国間協力覚書がないことの原因及びその影響を含む）、援助機関の対応（中国を含む送出し国から日本への労働移動に関するILO等の調査はある。中国・日本コリドーに注力した他ドナー事例についても検索すること）

⑥【技能実習】募集・人選方法、送出機関、費用（送出管理費に関する指針・制度など）、派遣前研修、送出中の人材管理、帰国後のフォロー、進路・就職状況（技能移転や、訪日継続の有無）、技能検定制度の概要（日中間の接続有無）

⑦【特定技能】人材育成制度の有無、募集・人選方法、技能試験の普及状況、技能実習からの切替（※特定技能2号の初事例（岐阜県）を含む）、帰国後のフォロー、進路・就職状況

⑧【技人国などの高度人材】人材育成制度の有無、募集・人選方法、技能実習・特定技能・留学からの切替、帰国者の進路・就職状況

⑨【留学】募集・人選方法、高度人材への切替、帰国者の進路・就職状況

3) 他国から中国への労働移動

①上記1) ①同様、ストック・フローの推移、送出し国の内訳

②他国から中国への労働移動に係る制度（二国間の協力覚書、自治体間の協力）・課題、援助機関の対応

③送出し国側の制度（戦略・政策・法令、送出機関の許可、手数料の上限規制、中国側関係団体との契約を含む）、所管、体制

④中国への留学制度と人材獲得との相関（※公費留学生等をそのまま中国企業に就職させる仕組みがあり、特にアフガニスタン、ラオス、カンボジア等の留学生が中国企業の人材として現地で活躍している模様）

4) 中国国内の労働移動

- ①内陸部から湾岸部、農村から都市（農民工）等、国内の労働移動に関する推移
- ②中国国内の労働移動に係る制度（戦略・政策・法令ほか、移動に関する許認可、仲介手数料の上限規制等も含む）・課題、援助機関の対応（※近年 ILO が国内の労働移動への支援・介入に注力している模様）

5) 中国・日本コリドーの労働移動に関する先行事例（成功・失敗双方を含む）

- ①日本企業による外国人材の採用・育成（中国でのキャリアフォーラム、来日した留学生の採用・育成等）
- ②自治体による外国人材誘致・共生に対する支援（日中間の姉妹都市交流や覚書締結も含む）
- ③日本企業で働いた後、還流人材として帰国後の人的資本の移転成果に関する統計及び活躍した事例（※OTIT（外国人技能実習機構）によるフォローアップ調査では、中国からの技能実習生は帰国後の就職状況が比較的良好であり、部品メーカーで学んだロボット技術を中国工場に導入した事例、学んだ縫製技術を活用して帰国後に起業した事例等が紹介された¹⁴。
- ④日本で継続就労した事例（技能実習から特定技能への切り替え等）
- ⑤帰国後も様々な制度を活用して労働移動を重ねる事例（技能実習生として来日した後、しばらくして留学生や特定技能として戻ってきたり、第三国に就労するパターンも含む）

6) 「外国人に選ばれる日本」に向けた教訓

上記の結果を踏まえ、JICA が他国で実施する外国人材の適正な受入れ支援・還流人材促進事業や、国内の多文化共生社会構築支援事業での活用を念頭に、教訓を導き出し、整理する。

(2) IC/R について発表する

- ①IC/R 案を提出し、JICA 監督職員（東・中央アジア部東アジア課長）の承認を得る。
- ②JICA 関係部署、関係有識者の参加する報告会の場で IC/R の要旨について発表する。（60 分報告、30 分質疑応答の想定）

2. 第二段階：インテリムレポート（IT/R） ※調査開始 2 ヶ月後～4 か月後

(1) IC/R を更新する

上記報告会でのコメントを踏まえて IC/R を更新し、JICA 監督職員の承認を得る。

(2) 中国を含む諸外国から日本への人材受入れの改善策について検討する

以下について検討し、IC/R に追記する。

- ①ODA を活用した外国人材の受入れ・共生に係る施策案

¹⁴ OTIT「[フォローアップ調査](#)」の『帰国後技能実習生フォローアップ調査』、『帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組好事例』を参照。

②ODA を用いない外国人材の受入れ・共生に係る施策案

※第4条2.(2)のとおり、中国については、ODA を用いない施策案で検討する。

なお、ODA を活用した外国人材の受入れ・共生に係る施策案を検討する対象国として、アジア（ベトナム、インドネシア、フィリピンといった東南アジア諸国のほか、ネパールなどの南アジア諸国、JICA が日本人材開発センターを有する中央アジア諸国等）を想定している。

③施策案の評価

※既存資料に書かれた施策や、思いつくアイデアを単純に列挙するのではなく、それぞれについて、インパクト、コスト・実現可能性、効果の発現時期・継続可能性といった観点から評価したうえで、上位に位置付けられるものを記載する。

(3) 聞き取り調査方針を作成する

IC/R で収集できなかった情報や最新動向のほか、上記(2)のさらなる検討に必要な情報について、聞き取り調査で収集すべく、調査事項、対象、方法をまとめた調査方針を作成する。

なお、自治体への聞き取り調査に際しては、配布資料／公開資料等にも記載のとおり、JICA においてだけでも既往調査報告書が多くあるため、それらの内容も十分に踏まえ、重複した調査を行うことが無いように留意すること。

●補足：聞き取り調査について

聞き取り調査では、外国人労働者の多い主要業界ごとに整理・分析することで、外国人材の確保や適正な受入れ、還流人材の活用、日本での継続就労にかかる成功要因や、「外国人に選ばれる日本」に向けた教訓を導き出す。調査手法については、統計上有意なサンプル数のデータに基づく定量分析や、ターゲットを絞ったIn-Depthインタビューによる定性分析、または双方の組み合わせが想定される¹⁵。

対象は第3条2.(1)記載のとおりだが、中国のほか周辺国2ヶ国でも、それぞれ1～2週間程度で、中国への労働派遣の最新動向について調査することを想定している¹⁶。

日本と中国では、IC/Rで収集できなかった情報のほか、以下についても調査対象に含める。

- 1) 日本企業の中国人職員の採用、中国進出、留学生・技能実習等の帰国者の雇用に関する課題や支援ニーズ
- 2) 日本の自治体の中国からの人材誘致、中国系住民との共生に関する課題や支援ニーズ
- 3) 中国側（送出機関、関係者）の日本への労働派遣、日本からの帰国者の就職・企業支援に関する課題や支援ニーズ

※上記1.4)③で述べた、中国からの技能実習生の就職率が高いことに対する要因分析（日本での就労経験と地場産業の育成ニーズの合致等）に係る検討も含めること。

¹⁵ 聞き取り調査について、プロポーザル時点で想定している方針を記載して提案するものとする。

¹⁶ 聞き取り調査を行う周辺国2ヶ国についても、プロポーザル時点での想定を記載して提案するものとする。

(4) 質問票(案)を作成する

聞き取り調査方針について JICA の承認を得た後、その方針に基づいて、質問票(案)を作成する。質問票は回答しやすい、かつ集計に活用しやすいシンプルな記載として、現地語に翻訳すること。

(5) IT/R について発表する

①上記(2)の IC/R 追記版に、聞き取り調査方針と質問票(案)を追加した IT/R 案を提出し、JICA 監督職員の承認を得る。

②JICA 関係部署、関係有識者の参加する報告会の場で IT/R の要旨について発表する。(60分報告、30分質疑応答の想定)

3. 第三段階：聞き取り調査、ドラフトファイナルレポート (DF/R) ※調査開始 4 ヶ月後～9か月後

(1) IT/R を更新する

上記報告会でのコメントを踏まえて IT/R を更新し、JICA 監督職員の承認を得る。

(2) 聞き取り調査を実施する

質問票を翻訳し、聞き取り調査を実施する。聞き取り調査結果をまとめて、JICA に提出する。調査結果は、各項目の集計結果が可視化された分かりやすい形で示すこと¹⁷。

(3) DF/R を作成する

聞き取り調査結果について、JICA 監督職員の承認を得た後、その概要を IT/R に追記する。また、調査結果を踏まえて、施策案を更新する形で、DF/R を作成する。

(4) DF/R について発表する

①DF/R 案を提出し、JICA 監督職員の承認を得る。

②JICA 関係部署、関係有識者の参加する報告会の場で DF/R の要旨について発表する。(60分報告、60分質疑応答の想定)

4. 最終成果品の提出 ※調査開始 9 ヶ月後～12か月後

(1) ファイナルレポート (F/R、業務完了報告書) を提出する

①上記報告会でのコメントを踏まえて DF/R を更新し、JICA 監督職員の承認を得る。

②成果品期限 1 か月前に、DF/R 更新版の確認作業を JICA と行ったうえで、F/R を提出する。

¹⁷ 一例を右に示す。https://microdata.worldbank.org/index.php/catalog/2938/data-dictionary/F1?file_name=2015_knomad_ilo_mcs

第6条 報告書等

(1) 報告書等の種類

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、最終成果品には英語版も含めて、提出期限は2024年6月14日とする。

- ① インセプションレポート (IC/R)
- ② 聞き取り調査方針
- ③ インテリムレポート (IT/R)
- ④ 聞き取り調査結果
- ⑤ ドラフトファイナルレポート (DF/R)
- ⑥ ファイナルレポート (F/R、業務完了報告書)

(2) 報告書の仕様

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

業務完了報告書以外は、原則として日本語で簡易製本1部を提出し、データ版をメールで送付する。業務完了報告書は、日英それぞれ製本1部、CD1枚で提出する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書は、内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が分冊方式になる場合、例えば、本編の記載と別添のデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ③ 先方政府等との協議や報告会にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

※別紙：報告書目次案

(別紙) 最終報告書目次案

注) 現段階での案であるため、最終的には、現地調査の結果、JICAとの協議に基づき確定する。

調査要約

地図

写真集

略語表

1. 調査の概要

- (1) 調査の背景
- (2) 調査の目的
- (3) 調査団と調査行程
- (4) 調査結果の概略

2. 中国の労働移動に係る概況

- (1) 基礎情報
- (2) 労働関連情報 (労働力人口・就業者数、失業率、平均賃金等)

3. 中国からの人材送出し

3-1 対全世界

- (1) ストック (中国から国外への移民規模) の推移、内訳
- (2) フロー (労務協力プロジェクト、対外請負プロジェクトによる送出し人数) の推移、内訳
- (3) 上記の増減要因や相関性・因果性に関する分析、今後の展望
- (4) 海外労働派遣に係る中国側の各種制度、所管、体制

3-2 対日本

- (1) ストック (在日中国人・日本で働く中国人労働者) の推移、内訳
- (2) フロー (日本に派遣される中国人労働者) の推移、内訳
- (3) 上記の増減要因や相関性・因果性に関する分析、今後の展望
- (4) 海外労働派遣に係る中国側の各種制度、所管、体制
- (5) 日中間の労働移動にかかる中国側の各種制度の課題
- (6) 日中間の労働移動にかかる援助機関の対応

4. 中国への人材受入れ

- (1) ストック (中国への移民規模) の推移、内訳
- (2) フロー (中国への労働派遣人数) の推移、内訳
- (3) 他国から中国への労働移動に係る制度・課題、援助機関の対応
- (4) 送出し国側の制度、所管、体制
- (5) 中国への留学制度と人材獲得との相関

5. 中国国内の労働移動

- (1) 省別人数 (ストック、フロー) の推移
- (2) 中国国内の労働移動に係る制度・課題、援助機関の対応

6. 中国・日本コリドーの労働移動

6-1 概要

- (1) 受入れ先の業界、労働者の出身や年齢などの詳細な推移
- (2) 技能実習
- (3) 特定技能
- (4) 留学
- (5) 技人国
- (6) その他高度人材

6-2 事例紹介

- (1) 日本企業による外国人材の採用・育成
- (2) 自治体による外国人材誘致・共生に対する支援
- (3) 日本企業で働いた後、還流人材として帰国後も活躍した事例
- (4) 日本で継続就労した事例
- (5) 帰国後も様々な制度を活用して労働移動を重ねる事例

6-3 分析

- (1) 成功の要因
- (2) 失敗の教訓
- (3) 「外国人に選ばれる日本」に向けて

7. 聞き取り調査結果概要

- (1) 日本
- (2) 中国
- (3) 周辺国

8. 中国を含む諸外国から日本への人材受入れの改善策

- (1) 中国から日本への人材受入れの改善策
- (2) その他の海外から日本への人材受入れの改善策
- (3) 改善策の評価

9. 結論

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査の実施方針・手法 (3段階での調査を想定しているが、より効果的・効率的な調査方法が考えられる場合には提案を認める。)	第4条 1. 調査の実施方針 及び 第5条 調査の内容
2	机上調査の情報収集項目 (追加項目がある場合には提案を認める。)	第5条 1.(1) IC/Rを作成する
3	聞き取り調査の方針	第5条 2.(3) ●補足：聞き取り調査について

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：労働移動、外国人材受入れ・多文化共生、産業人材育成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／労働移動
- 中国の労働移動行政
- 日本の労働者受入れ・多文化共生

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／労働移動）】

- ① 類似業務経験の分野：労働移動
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：中国の労働移動行政】

- ① 類似業務経験の分野：（中国からの）労働者送出し
- ② 対象国及び類似地域：中国及び東アジア・東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語または中国語

【業務従事者：日本の労働者受入れ・多文化共生】

- ① 類似業務経験の分野：（日本での）外国人材受入れ・多文化共生
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していただきますので、ご留意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来認定の対象外となっています。

（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は 2023 年 6 月上旬～2024 年 6 月下旬にかけて実施する。最終成果品であるファイナルレポートの提出期限は、2024 年 6 月 14 日とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 9.00 人月（現地：2.00 人月、国内：7.00 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／労働移動（2 号）（評価対象）
- ② 中国の労働移動行政（3 号）（評価対象）
- ③ 日本の労働者受入れ・多文化共生（4 号）（評価対象）

3) 渡航回数を目途 全 4 回（中国 1 回×2 名、周辺国各 1 回×1 名）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本調査では、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を原則認めません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 無し（現時点では公開資料のみ）

※JITCO「外国人研修・技能実習に関する成果事例集 中国帰国生編」（2008年度版、2011年度版）を契約締結時に提供することは可能。

2) 公開資料

- アジア研究所「国際移動：アフターコロナをみすえて」第4回『中国——ゼロコロナ政策と労働者の国際移動』
(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Column/ISQ000016/ISQ000016_004.html)
- 国立社会保障・人口問題研究所 編「国際労働移動ネットワークの中の日本」
※「第8章 中国：大きく変化する国際移動のパターン」松下 奈美子・是川 タ
(<https://www.nippyo.co.jp/shop/book/8786.html>)
- 上林千恵子「外国人労働者受け入れと日本社会—技能実習制度の展開とジレンマ」
※「第9章 中国の労務輸出政策と日本の技能実習制度」等
(<https://www.utp.or.jp/book/b306973.html>)
- JITCO「送出し国としての中国事情のご案内」
(<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/send/>)
- JICA「中国における ODA 事業の終了について」
(https://www.jica.go.jp/press/2021/20220331_02.html)
- OTIT「フォローアップ調査」
(https://www.otit.go.jp/research_chousa/)
- 「日本労働研究雑誌」2022年7月号『日本の外国人労働者受け入れをどう捉えるのか？—アジアの国際労働市場の実態から』
(<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2022/07/pdf/066-083.pdf>)
- JICA「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」
(https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/booksandreports/20220331_01.html)
- JICA「外国人材受け入れ・多文化共生支援」
(<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/multicultural/index.html>)
- JICA「旧日本の地方創生分科会」
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/revitalization.html>)
- JICA「北海道における外国人材の現状・課題等に関する調査」
(<https://www.jica.go.jp/sapporo/topics/2020/20200417.html>)
- JICA「東北における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」
(<https://www.jica.go.jp/tohoku/topics/2021/ku57pq00000mdsli.html>)
- JICA「北陸地域の外国人材受入に係る現状・課題等に関する調査報告書」
([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))
- JICA「中部4県における外国人材の現状・課題等に関する調査」
(https://www.jica.go.jp/chubu/topics/2021/20211008_01.html)
- JICA「中国地方における外国人材の現状・課題等に関する調査」
(<https://www.jica.go.jp/chugoku/office/research.html>)
- JICA「九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」
(<https://www.jica.go.jp/kyushu/enterprise/survey/index.html>)
- JICA「沖縄県における外国人材と多文化共生の現状」
(https://www.jica.go.jp/okinawa/topics/2021/20210601_01.html)
- JICA「東南アジア地域 地方創生と ODA との連携の可能性に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」
([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))
- JICA「全世界 日本センターによる外国人材関連事業の企画・実施支援業務ファイナルレポート」
([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))
- JICA「多文化共生に関する現状および JICA での取り組み状況にかかる基礎分析」
(<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/11868213.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

渡航措置や現地での行動制約等はない。しかし現地の治安状況については、JICA 事務所や日本国大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこと。なお、現地業務に先立ち外務省「旅レジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「（2）国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（2）契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

31,755,000円（税抜）

なお、定額計上分（直接経費分 500,000 円（税抜）及びこれに係る一般管理費等）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積りでも適用ください。

(5) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	質問票の翻訳	第2章第5条調査の内容1. 第一段階： 机上調査、 インセプションレポート (IC/R) (4) 質問票 (案) を作成する	500,000 円	定額計上	一般業務費

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

(6) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(7) 旅費（航空賃）について

現地調査の対象は、中国と周辺国2カ国を想定しています。参考までに、中国と、特記仕様書第3条で示した周辺国について、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- ①中国
東京 ⇒ 北京（CA、JL、NH）
- ②フィリピン
東京 ⇒ マニラ（PR、JL、NH）
- ③インドネシア
東京 ⇒ ジャカルタ（GA、SQ、JL、NH）
- ④ラオス
東京 ⇒ ハノイ ⇒ ビエンチャン（VN）
東京 ⇒ バンコク ⇒ ビエンチャン（TG）
- ⑤ベトナム
東京 ⇒ ハノイ（VN、JL、NH）

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

上記1)に記載がない国については、OANDA レートを使用してください。

[通貨換算ツール | 為替レート | OANDA](#)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／労働移動</u>	(18)	(8)
ア) 類似業務の経験	7	3
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	3	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(2)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	2	2
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>中国の労働移動行政</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>日本の労働者受入れ・多文化共生</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teamsを使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上